Ⅲ 地域保健班

1 母子保健事業

(1) 健やか親子おきなわ21(第2次)の体系図と保健所母子保健事業 沖縄県の母子保健計画「健やか親子おきなわ21」は平成13年度に策定され、平成26年度

沖縄県の母子保健計画「健やか親子おきなわ21」は平成13年度に策定され、平成26年度に最終評価を迎えた。新たな課題をふまえ、平成27年度からの10年間を計画期間とした「健やか親子おきなわ21(第2次)」が策定された。

10年後に 主要 議題解決のための 主要 課題 目標 目指す姿 具体的目標 の赤ちゃんが元気に生妊産婦支援体制の充実 保切基 低出生体重児が減 *公費負担申請及び相談 健れ盤 少する • 小児慢性特定疾病 沖 対目課 策の題 医療費助成制度 たな1地地で 縄 妊産婦が安心して •特定不妊治療費助成事業 • 妊娠高血圧症候群等 妊娠出産育児がで 域妊 県 充実、 きる環境づくり 療養援護費支給事業 づ産 こくり 産婦へ 受胎調節実地指導員 \mathcal{O} ょれ 育 指定申請 育 す ベ 子どもが望ましい *長期療養児支援 令 生活習慣を身につ 長期療養児支援に関する 和 地域づく 7 基 習す っに取り組っロ慣を獲得い ける 講演会 元 |慣を獲得し主体的に健康づくがての子どもが望ましい生活 \mathcal{O} 年 ·総合療育相談事業(協力) ~ の 子どもの事故を防 度 親 2 止する 八 保 ことが 重 *訪問・相談等 لح •家庭訪問、来所相談 適切な受診行動が 対 山 子 策 とれる 保 電話相談 健 が 所 十代の人工妊娠中 母 *関係機関との会議・研修 健 絶率及び十代の性 子 ・母子保健に関する市町・ B 感染症の減少 保 保健所 • 医療機関等連絡会 むくりりません。 地思基 健 母子保健関係者研修会 域が期間を カゝ 事 対策の推っ くから3 深夜徘徊、飲酒、 業 で 3 推進と次世に 喫煙をする十代の *市町村支援 充 減少 • 管内母子保健事業担当者 た 実 保 健 に取 対策 子どもの心の問題 沖縄県母子保健推進員連 代 0) ŋ について、相談で 絡協議会八重山支部支援 ま 健 組 きる体制が充実す 歴康を育 自助組織育成 <u>---</u> 子育てに喜びを感 ・ 自助組織への支援 じる親が増える ピアサポート勉強会 1 成 がの基 親や子ども &交流会(協力) 産産れ でび盤 育てにくさを感じ 長 きの課 **虐待のない地域のれを支える地域の** るび題 る親を早期に支援 す 地域が 4 する体制の充実 *新生児マススクリーニン 0) グ(先天性代謝異常等検査) 多様性を尊 る べくり 豊 虐待される子ども 先天性代謝異常検査濾紙 量かに の実現の実現 が減る 等の配布 八子育 ・精密検査未受診児等のフ オローアップ 重

(2) 市町村と保健所における母子保健の体制

母子保健は、生涯を通して健康な生活を送るための第一歩であり、また次の世代を健や かに産み育てるための基礎である。

平成9年地域保健法の全面施行に伴い、市町村においては住民に身近な頻度の高いサー ビスを実施し、保健所は広域的・専門的な母子保健サービスの提供や市町村相互の連絡調 整及び研修を担っている。また、法律の改正により、従来保健所が担っていた未熟児養育 医療や育成医療は平成25年度より「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を 図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」により市町村へ権限移 譲された。



保健所

妊 娠 届

- ・母子健康手帳の交付 (保健師との面接相談)
- 妊産婦訪問
- 妊婦健康診査
- · 母親学級、両親学級
- 好產婦相談

出生届

- 乳幼児医療費助成制度
- 未熟児養育医療事業
- 新生児訪問
- こんにちは赤ちゃん事業
- · 乳児健診(前期・後期)
- 乳幼児相談
- 育児学級
- 乳幼児健診事後教室
- 離乳食実習
- 予防接種
- 乳幼児歯科相談
- ・1才6ヶ月児健康診査
- 3 才児健康診査
- 思春期事業
- 母子保健計画

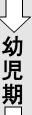
*ライフステージ全般

- · 母子保健推進員活動支援
- 自助組織育成
- 母子保健推進員育成
- 沖縄県母子保健推進員連絡協議会 八重山支部支援

妊 娠

出 産

乳 児 期





- · 特定不妊治療費助成事業
- 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業
- 受胎調節実地指導員指定申請
- ・ 先天性代謝異常検査濾紙等の配布
- 精密検査未受診児等のフォローアップ
- 小児慢性特定疾病医療費助成制度 (申請時面接相談)
- ・小児慢性特定疾病児及び長期療養児 家庭訪問、来所相談、電話相談
- ・長期療養児支援に関する講演会 及び相談会
- ・総合療育相談事業(協力)

*ライフステージ全般

- 母子保健に関する市町・保健所・医療機 関等連絡会
- 管内母子保健事業担当者会議
- 母子保健関係者研修会
- ・自助組織への支援
- ・ピアサポート勉強会&交流会(協力)
- · 沖縄県母子保健推進員連絡協議会八重山 支部支援

思 春 期

(3) 保健所における母子保健事業

ア 公費負担申請及び相談

(ア) 小児慢性特定疾病医療費助成制度について

概要:小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、 患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成す る。

対象者:保護者が沖縄県に住所を有する18歳未満の児童のうち、厚生労働大臣が 定める対象基準を満たす者。新規認定は対象児童が18歳の誕生日を迎える前々日ま でとし、承認された疾病について18歳以降も継続治療が必要な場合は20歳未満(誕 生日の前日)まで延長申請が可能。

対象疾病:悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、 膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化 器疾患、染色体または遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系 疾患の16疾患群のうち、762疾病が対象となっている(R2/3/31時点)。

対象範囲:都道府県、政令指定都市、または中核市が指定した小児慢性特定疾病 指定医療機関の窓口に受給者証を提出することにより、医療費助成を受けることが できる。ただし、認定を受けた疾病以外の治療や、指定医療機関以外での治療、医 療保険適用外の費用等については、医療費助成の対象とならない。

<給付状況>

a 市町別(延件数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
石垣市	87	88	92	99	103
竹富町	2	2	3	2	3
与那国町	3	3	5	3	3
合計	92	93	100	104	109

b 疾病群別(延件数)

<i>5</i> /5(7)4(7)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
悪性新生物	6	4	4	5	4
慢性腎疾患	7	7	8	7	8
慢性呼吸器	5	7	6	5	4
慢性心疾患	29	26	27	28	28
内分泌疾患	24	29	32	30	33
膠原病	5	4	4	4	4
糖尿病	3	2	3	4	4
先天性代謝異常	3	3	2	2	2
血液疾患	2	2	1	1	1
免疫疾患群	2	0	0	0	0
神経・筋疾患	4	4	7	9	14
慢性消化器疾患	2	5	5	5	4
染色体又は遺伝子に 変化を伴う疾患群	0	0	1	1	0
骨系統疾患	_	_	_	2	2
脈管系疾患	_	_	_	1	1
合計	92	93	100	104	109

(イ) 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、 また医療保険適用外であることから、その治療に要する費用の一部を助成し経済的 負担の軽減を図る。

<八重山圏域 申請状況>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請件数	61 (16)	65 (23)	59 (17)	66 (25)	59 (22)

()は、年度内2回以上の助成を受けた人数で再掲。

※平成28年度から、新規申請者・継続申請者に関わらず、39歳までの方については通算6回まで、40~42歳までの方については通算回数が3回まで助成が可能となった。また、43歳以上の場合は助成対象外。

(ウ) 妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業

妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦が、必要な医療を受けるために入院した場合、その医療に要する費用の一部を支給する制度。支給対象者は、妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血および心疾患に罹患している妊産婦で7日以上の入院治療を要したもの。ただし、当該妊産婦が前年分の所得税課税額の年額15,000円以上の世帯に属する者、助産制度を利用した場合は対象とならない。(令和元年度申請0件)

(工) 受胎調節実地指導員指定申請

受胎調節実地指導員とは、母体保護法第15条に基づき、女性に対して厚生労働大臣 が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導を業として行う者、都道府県 知事が指定を行う。(令和元年度申請0件)

イ 長期療養児支援

長期にわたり療養を必要とする児童に対して、適切な療育を確保するためにその状況 に応じた適切な指導や支援を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び 福祉の向上を図ることを目的に実施している。

令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(ア) 長期療養児支援に関する講演会

日程	内容	参加者
(中止) 令和2年 3月13日(金) ①13:30~15:00 ②15:15~16:45	①講話 「子どもの慢性疾患とつき合っていく ために~療養生活を送るための心構え と兄弟児への対応~」 ②個別相談会 講師:わんぱくクリニック 副院長 當間 隆也 氏	

(イ) 総合療育相談事業(協力)

a 療育相談会

日時・場所	内容
開催なし	委託先事業所が、島外から専門医・専門職を招聘して開催する総合療育相談に協力。

ウ 訪問・相談等

			延人数内訳			
	実人数	延人数	小児慢性特定疾病	特定不妊治療	その他	
家庭訪問	1	1	1		0	
来所相談	174	217	122	76	7	
電話相談		68	39	20	9	
合計	175	286	162	96	16	

エ 関係機関との会議・研修

(ア) 市町・保健所・医療機関等連絡会

実施回数	内容	参加機関
5回/年 八重山病院 等	①子育で支援地域連絡票および妊娠届出時問診票を活用した連携体制の整理 ②ハイリスク妊産婦への対応の確認 ③産婦健診、産後ケア事業等市町と医療機関の連携を要する事業の検討 ④その他母子保健に関する課題検討、情報共有	保健所 管内医療機関(小児 科、産婦人科等) 管内助産院 管内3市町

(イ) 母子保健関係者研修会

母子保健に関わる市町保健師等を対象に、母子への対応方法等について研修を行い 関係者のスキルアップを図ることで、母子が安心して生活できる環境をつくるために 研修会を開催。

実施回数	内容	参加者
令和元年 12月23日(月) 沖縄県立八重山病院	「周産期メンタルヘルスの支援について〜母子 保健と精神保健のスムーズな連携を目指して〜」 講師:平 貴之 氏 (沖縄県立八重山病院こころ科 医師)	13名 市町保健師 、看護師、 助産師等

才 市町村支援

(ア) 母子保健事業担当者会議

多様化する母子保健の課題について検討し、市町及び保健所、関係機関による効果的な事業を推進することを目的とする。

日時・場所	内容	参加機関
令和元年 6月27日(木)	・新規事業/重点事業の紹介 ・母子健康包括支援センターについて ・新生児聴覚検査費用助成事業 等	管内3市町
令和2年 2月19日(水)	・重点事業の報告 ・母子健康包括支援センターについて ・乳幼児健診未受診者への対応 等	管内3市町

(イ) 沖縄県母子保健推進員連絡協議会八重山支部支援

管内の母子保健推進員が、日頃の母子保健業務について市町間の情報交換を行い母子保健推進員のスキルの向上と、相互の交流を図ることを目的に実施。保健所は管内3市町と連携して理事会や研修会及び交流会などの支援を行っている。

令和元年度は、総会、研修会及び交流会、理事会(年5回開催)が実施された。

<研修会及び交流会実施状況>

- ' '		72 / 102		
	日時	内容	参加人数	場所
	令和元年 10月7日(月) 9:30~13:30	講話「乳幼児の予防接種について」 講師:森近 省吾 (八重山保健所 所長) レクリエーション 「みんなで一緒に踊りましょう♪」 講師:大道 夏代、大嶺 洋子	28名	石健祉ター

カ 自助組織育成

(ア) 自助組織への支援

小児慢性特定疾病の新規ケースへ「ダウン症等親の会」「病気や障がいをもつ子の親の会」等の紹介及びつなぎを行った。

<自助組織活動状況>

1937HENGT 33-1/1002				
自助組織	活動状況			
自閉症児者親の会(ちむほっと)	集会(不定期)			
ダウン症等親の会(ピュアの会)	集会(不定期)			
口唇口蓋裂親の会(八重山シャボンの会)	集会(不定期)			
病気や障がいをもつ子の親の会(ぼちぼちくらぶ)	集会(不定期)			

(イ) ピアサポート勉強会&交流会(協力)

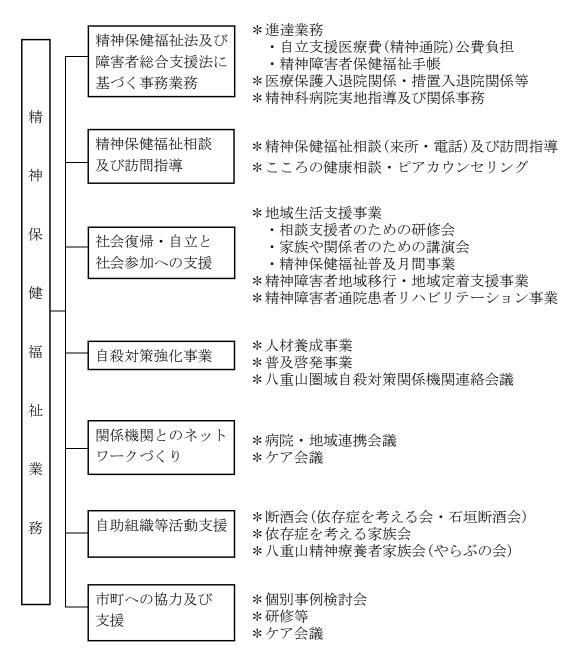
平成26年度より、NPO法人こども医療支援わらびの会主催で「病気や障がいのある子どもを育てている親のピアサポート勉強会&交流会」を開催。保健所は対象者への案内、会場設営等を協力。平成30~31年度は開催なし。

キ 新生児マススクリーニング(先天性代謝異常等検査)

県内で出生した全ての新生児を対象に、マススクリーニング検査を行い、先天性代謝 異常等を早期に発見し、早期治療を促すことで障害の発現を予防することを目的として いる。保健所では採血機関への採血濾紙等の配布、精密検査未受診児等の受診状況確認 及び受診勧奨を実施。

2 精神保健福祉事業

精神保健医療福祉については、平成16年9月に厚生労働省においてとりまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な理念に基づき推進されている。昭和62年7月精神保健法改正により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進に関して法的配慮が確立され、平成5年「障害者基本法」の成立を受けて改正された精神保健福祉法(平成7年7月法改正施行)では、精神障害者手帳の創設や施設の充実など、自立と社会参加促進のための援助という福祉施策が明確に位置づけられた。平成14年度より市町村への一部事務移譲と精神障害者居宅生活支援事業が実施され、平成18年4月障害者自立支援法施行に伴い、通院医療公費負担制度が精神保健福祉法から障害者自立支援法(現:障害者総合支援法)に移行され、障害があっても地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、住民の最も身近な市町村を中心に事業が展開されることになった。その後、平成26年4月精神保健福祉法の改正で、医療保護入院制度の大幅な変更がなされた。また、平成18年6月に成立した自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱が閣議決定され社会全体で対策に取り組んでいくこととなり、保健所では下記の活動を行っている。



(1) 精神保健福祉法及び障害者総合支援法に基づく事務

ア 自立支援医療費(精神通院)公費負担制度 (障害者総合支援法第52条)

精神障害の通院医療に必要な医療費について、各種健康保険と障害者総合支援法によってその90%を負担する制度。原則として自己負担となる残りの10%について、本県においては本土復帰特別措置法の適用により、全額公費負担となる。

また、指定医療機関制度が導入され、病院、診療所のみならず、薬局、訪問看護事業所も指定されることとなった。

〈表-1〉 市町別申請件数の推移

(交付月 H31.4~R2.3)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
石垣市	920	837	1158	1020	901
竹富町	48	56	65	67	62
与那国町	23	24	16	26	17
計	991	917	1239	1113	980

〈表-2〉 市町別・疾病別自立支援医療費(精神通院)受給者数

(交付月 H31.4~R2.3)

疾病分類					中毒精神						
分類	統合失調症	気分障害	てんかん	精神障害	コール	その他薬物	知的障害	精神病型	心因反応	その他※	##
石垣市	232	195	115	48	41	5	18	1	0	120	775
竹富町	13	14	9	1	0	0	0	0	0	10	47
与那国町	3	6	2	0	1	0	0	0	0	1	13
計	248	215	126	49	42	5	18	1	0	131	835
疾病の割合	29.7%	25. 7%	15.1%	5.9%	5.0%	0.6%	2.2%	0.1%	0.0%	15. 7%	100%

※その他:上記疾病分類に属さない病名

イ 精神障害者保健福祉手帳制度 (精神保健福祉法第45条)

平成7年度の精神保健福祉法の改正に伴い同年10月より実施された制度で、精神障害者に対する各種援助制度を受けやすくし、社会復帰や社会参加の促進及び自立を図ることを目的としている。

本人の申請により交付され、有効期間は2年でその都度更新が必要である。

〈表-3〉 精神保健福祉手帳等級別交付件数の推移

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 糸	級	51	41	59	38	58
2 希	級	89	108	98	102	114
3 希	級	31	22	35	34	37
計		171	171	192	174	209

〈表-4〉 市町別・等級別分類による交付状況(令和元年度)

	石垣市	竹富町	与那国町	計
1 級	54	4	0	58
2 級	105	6	3	114
3 級	33	4	0	37
計	192	14	3	209

ウ 医療保護入院 (精神保健福祉法第33条)

医療保護入院とは、自傷他害のおそれはないが精神保健指定医の診察の結果、入院 治療が必要であると認められた患者で、本人の同意が得られず、家族等の同意により 行われる入院である。この場合、精神科病院は入院した日から10日以内に最寄の保健 所長を経由して、県知事に届けなければならない。

〈表-5〉 医療保護入院届出状況(市町別・疾病別)

	〉 分類	統合生		精脳神器	中書精神		知的	精非	心 因	7	7.1	
年度	き・市町	統合失調症	気分障害	かん	精神障害	コール	薬物他	知的障害	精定病型	心因反応	他	計
平	成27年度	13	4	0	2	1	1	1	1	0	0	23
平	成28年度	24	2	0	4	0	1	0	1	4	2	38
平	成29年度	13	4	0	6	1	0	0	1	2	3	30
平	成30年度	10	1	0	0	1	1	0	0	0	2	15
令	計	23	4	0	4	1	0	0	0	0	4	36
和	石垣市	21	2	0	3	1	0	0	0	0	3	30
元	竹富町	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
年	与那国町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
度	その他	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1	4

工 措置入院 (精神保健福祉法第29条)

措置入院とは、入院させなければ精神症状により自傷他害のおそれのある精神障害者(疑いのある者を含む)に対して、県知事の権限により行われる入院形態である。

一般からの保護申請、警察官通報、検察官通報、精神病院の管理者からの届出等を 受理し、調査のうえ診察の必要があると認めたものについて精神保健指定医に診察さ せ、2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致し、入院の必要性があると認めら れた場合に措置入院となる。

〈表-6〉 申請・通報・届出、措置診察等の状況

				左記の内記	沢		事前調査	診察を	受けた者
	通報等 合計	一般からの申請	警察官からの通報	検察官か らの通報	精神病院 管理者か らの届出	その他	により診 察の必要 がないと	措置 不要	要措置
		(法第22条)	(法第23条)	(法第24条)	(法第26条第2項)	(法第27条第2	認めた者		(法第29条)
平成27年度	9	0	5	4	0	0	4	2	3
平成28年度	7	0	5	2	0	0	4	1	2
平成29年度	10	0	9	1	0	0	4	3	3
平成30年度	8	0	5	3	0	0	2	2	4
令和元年度	14	0	9	5	0	0	5	4	5

オ 精神科病院実地指導(精神保健福祉法第36条の6)

目的:人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障害者の社会復帰・社会参加を

促進するため

対象:県立八重山病院精神科(令和元年11月27日実施)

(2) 精神保健福祉相談及び訪問指導(精神保健福祉法第47条)

ア 精神保健福祉相談(電話・来所)及び訪問指導

保健師や精神保健福祉相談員が、本人や家族・関係者からの相談(電話・来所)に随時対応し必要に応じて訪問指導を実施している。相談種別は表-7の通りで、最も多いその他の内容は、医療の継続や受診に関すること、療養生活に関すること、日常生活の不安、本人への対応に関すること等である。相談者は本人179件、家族128件、本人と家族26件、関係機関428件、その他20件となっていた。複雑困難な事例に対しては事例検討等を行い、対応を検討している。

〈表-7〉 精神保健福祉相談(電話・来所)及び訪問指導 相談種別実施件数

					相詞	談種別(延夕	(員)			
令和元年度	実人員	計	老人 精神保健	社会 復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づくり	てんかん	その他
来所相談	31	50	2	2	12	0	2	2	0	30
家庭訪問	19	94	6	4	4	0	0	0	0	80
電話相談	99	637	24	37	49	0	19	45	0	463

イ こころの健康相談・ピアカウンセリング

医療中断又は未治療の精神障がい者(疑いのある者を含む)や依存症者等とその家族 や関係者からの相談に対して、精神科医師や臨床心理士、家族相談員等による相談を 行い、精神障害者等の早期治療並びに自立と社会参加促進を図ると共に、関係者及び 関係機関と連携を密に取りながら地域住民の精神的健康の保持増進を図ることを目的 として実施。

日時:調整の上、随時実施

場所:八重山保健所 1階 第2相談室

〈表-8〉 こころの健康相談 相談種別実施件数

	実施		延人員									
	回数	計	老人 精神保健	社会 復帰	アル コール	薬物	思春期	心の健康づ くり	その他			
平成26年度	2	3	0	0	1	0	0	0	2			
平成27年度	2	2	0	0	1	0	0	1	0			
平成28年度	3	3	0	0	1	0	0	1	1			
平成29年度	7	12	0	0	4	0	1	1	6			
平成30年度	4	7	0	0	0	0	0	0	7			
令和元年度	2	4	0	0	0	0	0	0	4			

(3) 社会復帰・自立と社会参加への支援

ア 地域生活支援事業 (障害者総合支援法第77条および第78条)

精神障害者等が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を営むため、当事者が地域にある社会資源を上手く活用しながら、その有する能力及び適性に応じ生活していくスキルを身につけ、また、地域住民へ精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図ることで、精神障害者等が安心して暮らすことができる地域社会をつくることを目的として、実施している。

〈表-9〉 相談支援者のための講演会

開催日時	内 容	講師	参加数
令和元年	①講義	山田 豊 (心理士)	31名
9月9日	「アルコール依存症と CRAFT 技法について」	(独立行政法人国立	(14 機関)
10 時半	②演習	病院機構琉球病院)	
~ 16 時半	「CRAFT を実際に活用してみよう」		

〈表-10〉 アルコール依存症講演会

開催日時	内 容	講師	参加数
与那国島開催	①講演会	大田 房子 氏	与那国島開催
令和元年	「~お酒を飲み過ぎて困っている方々へ~	(一般社団法人	15名
12月16日	アルコール依存症の正しい知識と回復の	おきなわ ASK 代表)	
19 時~ 21 時	ための対応について」		
西表島西部	②当事者からの体験メッセージ	依存症を考える会	西表島西部
地区開催		メンバー	地区開催
令和元年	※②は西表島西部地区のみでの開催。		10名
12月17日			
19 時~ 21 時			

(ウ) 精神保健福祉普及月間事業

精神療養者と共に暮らせる地域社会づくりを目指し、当事者及びその関係機関の活動について広く紹介するとともに精神療養者の自立と社会参加を促進するため、関係機関の参加協力のもと、11月の精神保健福祉普及月間中、八重山保健所管内において各種事業を展開した。

〈表-11〉 精神保健福祉月間に係る担当者連絡会議

開催日時	内容	参加数	関係機関
令和元年	・取組内容について	7名	• 市町障害福祉担当課
10月8日(火)	・その他	(6機関)	• 就労支援事業所
16 時~ 17 時			• 管内精神科病院
			• 八重山保健所地域保健班等

〈表-12〉 精神保健福祉月間取り組み状況(主なもの)

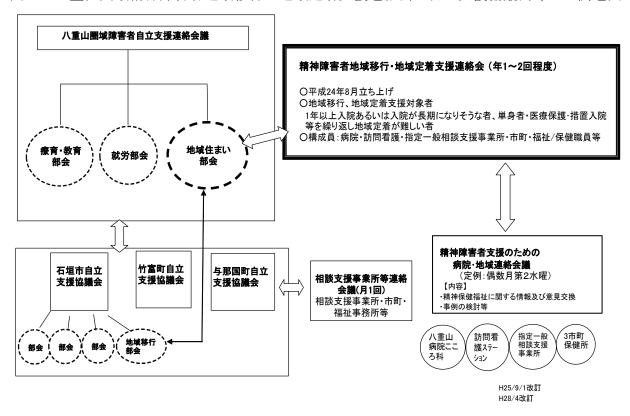
	日時	場所	内容	参加者
地元紙への	令和元年	地元新聞	依存症自助組織	<執筆者>
当事者による	11月28日(木)	八重山日報	(家族会) によ	・依存症を考える家族会
エッセイ投稿	12月1日(日)		るエッセイを投	
	計2回にわたり		稿	
	掲載			
パネル展示	令和元年	石垣市役所	関係機関におけ	<参加機関>
及び作品展	11月1日(金)		る精神障害者の	市町障害福祉担当課
	~13 目 (水)		活動状況及び活	・相談支援事業所
			動成果、精神保	· 就労継続支援事業所
			健福祉に携わる	・生活訓練事業所
			行政機関の取組	• 管内精神科病院
			について紹介。	・八重山保健所

イ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

本事業は、平成23年度までは、国の補助事業(モデル事業)として取り組まれてきたが、平成24年度からは、障害者自立支援法に基づくサービスとして個別給付化され、全ての都道府県でサービスが受けられるようになった。概ね1年以上の長期入院の退院希望者について、指定一般相談支援事業所が入院中から個別計画を立て、保健・医療・福祉の関係機関と連携し、地域移行・地域定着支援を進めることになった。

八重山保健所管内でも、圏域の精神障害者地域移行・地域定着支援事業関係者連絡会(協議会)や病院・地域連絡会を開催し、本事業についての関係機関への周知及び資質の向上を図り、体制整備に取り組んでいる。平成24年度には圏域の自立支援協議会部会が、平成25年度には石垣市が自立支援協議会部会を立ち上げ、その中で長期入院者の課題について協議する場が設けられるようになった。

〈図-1〉八重山圏域精神障害者地域移行・地域定着支援連絡会と自立支援協議会等との関連図



(ア) 地域移行・地域定着支援連絡会(協議会)

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下、医療・福祉等の支援を行うという観点から、長期にわたる入院あるいは地域で生活するうえで特に支援が必要な患者への地域生活への移行支援並びに地域生活を継続するための支援の推進・体制整備について検討することを目的として、平成24年度から開催している。

〈表-13〉 地域移行・地域定着支援連絡会

	参加	参加	
開催日時	機関数	者数	内容
令和元年	8機関	16名	①「地域移行・地域定着支援事業」について
12月11日			沖縄県及び八重山管内の現状報告(八重山保健所)
15時半~			②八重山病院にける長期入院者の現状について
17時			(八重山病院)
			③八重山圏域障害者自立支援連絡会議「地域住まい部会」
			の取り組みについて(八重山福祉事務所)
			④沖縄県障害者自立支援協議会「住まい・地域医支援部会」
			からの報告(圏域アドバイザー)
			⑤精神障害者入院患者に対する地域定着施行事業(入院 患
			者リハビリテーション事業)について(八重山保健所)
			⑥その他、質疑応答、情報提供など

ウ 精神障害者通院患者リハビリテーション事業(沖縄県実施要綱による)

通常の雇用契約による就労が困難な精神障害者を対象に、保健所長が一般の事業所に委託して社会適応訓練を行い、再発防止と社会的自立の促進を目的に実施している。 ※令和元年度をもって事業廃止。

〈表-14〉 訓練施設及び訓練者数

				訓練期間終了後の状況							
	事業所数	訓練生	訓練事業所 と雇用契約	他の事業所と雇用契約	職適等の他 の就労訓練 を利用	就労移行 支援・就労 継続支援事 業所へ通所	訓練終了し 在宅	訓練中止し 在宅	入 院	死 亡	訓練継続
平成27年度	2	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0
平成28年度	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成29年度	3	4	0	0	0	2	1	0	0	0	1
平成30年度	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1
令和元年度	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0

(4) 自殺対策強化事業(地域自殺対策強化交付金交付要綱、自殺対策基本法)

ア 人材養成事業

自殺対策に係る支援関係者の資質向上を図ることを目的として研修会を企画したが、新型コロナウイルス感染症に係る対応のため中止となった。

〈表-15〉自殺対策支援者研修会

開催日時	内 容	講師	対象者	参加数
中止	・報告 「八重山圏域における自殺者の現状」 ・研修 「自殺を仄めかす者への理解と相談対応について」 ・事例検討 「自殺関連事例から自殺リスクと 支援方法を考える 〜支援機関へのつなぎまで〜」	琉球病院 副院長 医師 大鶴 卓 氏	八重山圏域において 相談窓口となり得る 支援関係者 (保健師、看護師、 精神保健福祉士、 相談支援専門員、等)	_

イ 普及啓発事業

住民一人一人が自殺予防のために行動(「気づき」「つなぎ」「見守り」)できるようにするための広報啓発として下記の取り組みを実施した。また、自殺企図で救急搬送された方やその家族に対して相談窓口を周知し、相談につなげることで自殺の再企図を防止することを目的に「レスキューカード」を作成し配布した。

〈表-16〉 自殺予防キャンペーン、自殺対策強化月間の取り組み

取り組み内容	日時	場所
自殺や精神疾患に対する正しい	令和元年9月10日~9月13日 令和2年3月16日~3月27日	八重山合同庁舎 1階 石礁ホール
知識についてのパネル展示	令和元年9月10日~9月13日 令和2年3月10日~3月13日	石垣市立図書館 (メンタルヘルスに関する蔵書の 紹介コーナーも併せて設置)
レスキューカードの設置	令和元年9月10日~10月11日 令和2年3月3日~3月24日	沖縄ファミリーマート (18店舗) 、 サンエー、マックスバリュー (3店舗) 、 タウンプラザかねひで パチンコ店 (4店舗) 石垣市離島ターミナル 石垣市立図書館 八重山合同庁舎 1階 石礁ホール
地元新聞社への記事掲載 (自殺の現状・相談窓口の周知)	令和元年8月30日 令和元年9月10日	八重山毎日新聞 八重山日報

ウ 八重山圏域自殺対策関係機関連絡会議

沖縄県自殺総合対策行動計画(平成20年3月)の推進にあたり、自殺対策関係機関・団体が連携強化を図り協働して地域の実態を把握すると同時に、地域の実状に応じた自殺予防対策についての検討と推進を図ることを目的として、平成21年2月に設置した。平成30年度より、地域支援検討部会設置および地域支援連絡票を用いた未遂者支援体制を実施した。令和元年度に企画していた会議は、新型コロナウイルス感染症に係る対応のため中止となった。

〈表-17〉 八重山圏域自殺対策関係機関連絡会議

開催日時	内 容	参加数	参加関係機関
中止	・報告 「八重山圏域における自殺の現状について」 ・議題 「自殺未遂者地域支援体制について」 ・その他 「各関係機関の相談対応における課題 および支援体制で必要と感じること」	_	・管内市町 ・社会福祉協議会 ・石垣市消防本部 ・八重山警察署 ・医療機関(八重山病院、徳州会病院、 やしのきクリニック) ・沖縄県消費生活センター ・労働基準監督署 ・公共職業安定所 ・八重山教育事務所 ・養護教論研究会 ・八重山地区民生委員児童委員協議会 ・八重山保健所地域保健班

(5) 関係機関とのネットワークづくり

ア 病院・地域連携会議

精神保健に従事している関係機関が会し、入院または支援中の患者あるいは治療中断者、未治療患者に関する情報交換を円滑に行えることにより、タイムリーな連携支援ができることや八重山圏域の精神保健事業が円滑に行えることを目的に平成24年度から実施している。

〈表-18〉 病院・地域連携会議

		参加	参加	
	開催日時	機関数	者数	内容
第1回	平成31年	11機関	25名	・会の趣旨説明
	4月10日			・自己紹介及び各関係機関より情報提供
				・事例報告
				・圏域自立支援協議会 事例検討WGについて
第2回	令和元年	10機関	27名	・事例報告
	6月12日			・八重山圏域のアルコール関連問題について
				・自立支援医療(精神通院)受給者証について
				・事例報告の輪番について
第3回	令和元年	9 機関	23名	・沖縄県措置入院退院後支援計画マニュアルについて
	8月21日			• 事例報告
				・アルコール依存症関連の自助組織について
				・9/9 アルコール依存症CRAFT支援者研修について
第4回	令和元年	7機関	18名	・事例報告
	10月 9 日			・ケースの診断名を確認する方法について
				・八重山病院こころ科医師について
				・11月精神保健福祉普及月間について
				気になるケースについて
第5回	令和元年	8機関	16名	八重山圏域
	12月11日			精神障害者地域移行・地域定着支援連絡会を実施
第6回	令和2年	5機関	13名	・圏域自立支援協議会 事例検討WGの活動状況
	2月12日			・こころ科巡回診療について
				・本会議の振り返りと次年度以降の持ち方について
				・2/25 自殺対策支援者研修会について
				・3月自殺対策強化月間について

イ ケア会議

入院中の患者や処遇困難事例等について、退院前の在宅支援調整や適正な医療を保持し、地域で安心して生活を送るために具体的な支援方針等を関係者で協議、確認等を行っている。

〈表-19〉 ケア会議

実人員	延人員
12件	21件
(7件)	(9件)

※ ()は保健所主催のケア会議件数

(6) 自助組織等活動支援

ア 依存症を考える会

依存症で悩む者同士が、自らの体験を語り合い、交流する中で共に支え合う自助 グループである。

平成元年に発足し週1回例会を開催していた。

諸事情から休会していたが、平成27年6月に家族会の支援を受けながら月1回の 定例会を再開した。その後、参加者の要望により平成29年1月より週1回の定例会と なり、活動回数が増えた。

定例会:每週火曜日 午後7時~8時30分

場 所:八重山保健所内第一会議室

イ 依存症を考える家族会

平成10年度に実施した酒害家族教室終了後、受講者の中から共通の悩みを抱えている者同士が集まり、お互いの悩みを話し合う場が欲しいとの要望があり、平成10年11月から八重山断酒会家族会として活動を開始したが、諸事情から休会状態にあった。平成24年度、再び家族会のニーズが上がり、保健所も支援する中で平成24年10月より「アルコール問題を抱える家族会」として活動を再開した。

平成27年6月に「依存症を考える家族会」に名称を変更している。

定例会:每月第1土曜日 午後2時~4時

場 所:八重山保健所内第一会議室

ウ 八重山精神療養者家族会「やらぶの会」

精神障害者の家族が、お互いに悩みを語り、ふれあい、学習する中で共に成長していくために、平成6年に八重山精神療養者家族会「やらぶの会」が発足した。

会は平成10年度に小規模作業所「いこいの家」を開設、平成20年1月にNP0法人「結いの会」を設立すると共に「いこいの家」を就労継続支援事業所として運営を引き継いだ。現在は月1回家族会が開催され、家族が集まり悩みを語り合う場となっている。

定例会:每月第3火曜日 午後3時30分~4時30分

場 所:(令和元年8月まで)就労支援事業所 いこいの家

(令和元年9月から)石垣市ふれあい交流施設 ゆいくくるセンター

3 難病対策

(1) 難病とは

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、 当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。

(2) 難病の行政施策

国において、昭和47年に定められた「難病対策要綱」に基づき「調査研究の推進」、「医療施設等の整備」、「医療費の自己負担の軽減」を3本柱としてすすめてきた。

また、平成元年に「地域における保健医療福祉の充実・連携」、平成9年に5本目の柱として「QOL(生活の質)の向上を目指した福祉施策の推進」が加えられ、「難病患者等居宅生活支援事業」が開始された。

〈沖縄県〉

昭和48年度 : 「特定疾患治療研究事業」の公費負担の開始(医療費は全額公費負担)

平成7年7月:申請窓口を本庁より保健所に移し、「難病対策事業」が開始された。

平成10年5月:重症患者以外の患者については、定額による一部自己負担の導入。

平成15年10月:所得と治療状況に応じて、一部自己負担限度額7区分の導入。

平成19年10月:特定疾患追加医療機関の利用数が2医療機関より5医療機関となる。

平成21年10月:特定疾患が新たに11疾患追加となり、対象疾患が56疾患となる。

平成23年12月:沖縄県重症難病患者入院施設確保事業開始。

平成24年6月:沖縄県人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業開始。

平成24年9月:沖縄県在宅重症難病患者一時入院事業開始。

平成25年4月:「障害者総合支援法」制定。

障害児・者の対象に「難病等」が加わり、難病患者は障がい福祉サービス及び相談支援の対象となる。また、難病患者等居宅生活支援事業の難病患者に対するホームヘルプサービス事業、短期入所事業及び日常生活給付事業については平成24年度をもって廃止となる。

平成27年1月:「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行

対象疾病が56疾病から110疾病に拡大される。

平成27年7月:対象疾病が110疾病から306疾病に拡大される。

平成29年4月:対象疾病が306疾病から330疾病に拡大される。

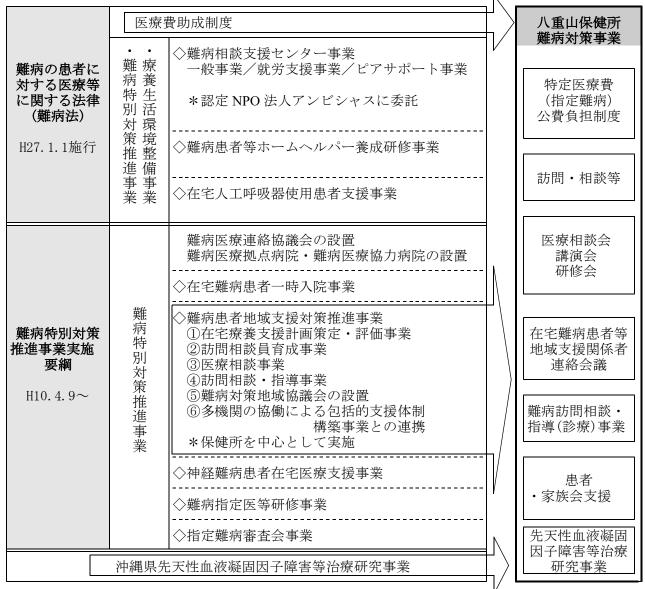
平成30年4月:対象疾病が330疾病から331疾病に拡大される。

令和元年7月:対象疾病が331疾病から333疾病に拡大される。

令和2年4月:新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特定医療費(指定難病)受給者を対

象に、有効期間の満了日が原則1年間延長される。

(3) 八重山保健所における難病対策事業



ア 特定医療費(指定難病)助成事業

概要:指定難病にかかっている患者の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担 分の一部を助成する。

対象者:沖縄県に住所を有する者のうち、次の①か②のいずれかに該当する者。

- ①指定難病にかかっており、その病状の程度が厚生労働大臣が定める程度の者。
- ②指定難病にかかっているが、その病状の程度が厚生労働大臣が定める程度ではない者で、申請月以前の12か月以内に、当該指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3月以上ある者。

対象疾病:333疾病が指定難病として対象となっている。(R2/3/31時点)

対象範囲:認定された指定難病及びそれに付随して発生する傷病に対する医療費。

ただし、認定された指定難病以外の傷病に対する医療費や、指定医療機関以外での医療、医療保険適用外の費用等については医療費助成の対象とならない。

図1 特定医療費(指定難病)公費負担制度を受けるための申請手続きの流れ

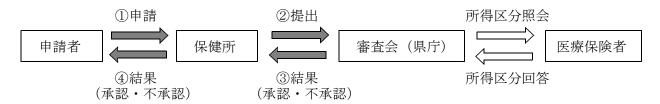


表1 疾病別·年度別交付件数

No.	病名	H29	H30	H31	H31末
				R元	全県
1	球脊髄性筋萎縮症	0	1	1	5
2	筋萎縮性側索硬化症	3	4	5	99
3	脊髄性筋萎縮症	2	1	1	53
5	進行性核上性麻痺	4	8	8	183
6	パーキンソン病	76	69	77	1393
7	大脳皮質基底核変性症	3	3	3	69
8	ハンチントン病	1	2	2	16
11	重症筋無力症	11	11	13	312
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎				
	/多巣性運動ニューロパチー	5	5	5	49
17	多系統萎縮症	3	3	5	99
18	脊髄小脳変性症				
	(多系統萎縮症を除く)	7	8	8	143
21	ミトコンドリア病	1	1	1	26
23	プリオン病	0	0	1	8
24	亜急性硬化性全脳炎	1	1	1	13
26	HTLV-1関連脊髄症	1	1	1	69
28	全身性アミロイドーシス	1	0	1	24
34	神経線維腫症	3	2	2	27
35	天疱瘡	2	1	1	43
37	膿疱性乾癬 (汎発型)	2	2	2	24
40	高安動脈炎	2	2	2	53
43	顕微鏡的多発血管炎	0	0	1	92
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	3	3	4	50
46	悪性関節リウマチ	1	1	1	52
47	バージャー病	2	1	0	13
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	0	0	1	13
49	全身性エリテマトーデス	31	33	32	1173
50	皮膚筋炎/多発性筋炎	4	4	5	270
51	全身性強皮症	6	4	5	219
52	混合性結合組織病	5	4	6	119
53	シェーグレン症候群	3	4	5	239
56	ベーチェット病	0	0	1	89
57	特発性拡張型心筋症	17	18	17	227
58	肥大型心筋症	1	1	1	21
60	再生不良性貧血	3	3	4	74
63	特発性血小板減少性紫斑病	3	5	5	148

No.	病名	H29	H30	H31	H31末
				R元	全県
65	原発性免疫不全症候群	3	3	3	33
66	IgA腎症	8	8	6	227
67	多発性嚢胞腎	3	4	5	90
68	黄色靱帯骨化症	9	7	8	103
69	後縦靱帯骨化症	16	13	17	399
70	広範脊柱管狭窄症	5	6	5	62
71	特発性大腿骨頭壊死症	11	12	11	168
72	下垂体性ADH分泌異常症	1	1	1	29
77	下垂体性成長ホルモン				
	分泌亢進症	1	1	1	33
78	下垂体前葉機能低下症	0	0	1	159
84	サルコイドーシス				
		1	2	2	137
85	特発性間質性肺炎	1	1	3	111
86	肺動脈性肺高血圧症	4	4	5	71
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	1	1	29
90	網膜色素変性症	26	23	26	463
93	原発性胆汁性胆管炎	17	13	11	374
94	原発性硬化性胆管炎	1	1	1	11
95	自己免疫性肝炎	3	3	3	47
96	クローン病	9	12	13	486
97	潰瘍性大腸炎	42	41	42	986
159	色素性乾皮症	1	1	1	4
162	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む)	1	1	1	48
189	無脾症候群	1	0	1	5
193	プラダー・ウィリ症候群	2	2	2	4
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	0	0	1	1
209	完全大血管転位症	1	1	1	10
222	一次性ネフローゼ症候群	3	3	5	109
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	0	0	1	5
224	紫斑病性腎炎	0	1	2	10
266	家族性地中海熱	3	3	3	5
271	強直性脊椎炎	2	3	4	40
306	好酸球性副鼻腔炎	4	2	1	39
329	無虹彩症	0	1	1	1
	その他の指定難病	3	1	0	918
	合計	390	383	417	10711

 ■ 390
 383
 417
 10711

 (令和2年3月末現在)

表 2 市町別交付件数

公二 10 3000011 家					
	H29	H30	H31 (R元)		
石垣市	349	336	370		
竹富町	33	35	35		
与那国町	8	12	12		
管内合計	390	383	417		

イ 訪問・相談等

保健所にて患者・家族、関係者等に特定医療費の制度説明や保健師面談をとおして、必要なサービス等の情報提供を行っており、必要に応じて訪問相談を実施している。

表 3 難病関連相談件数

	平成27	7年度	平成28	8年度	平成29	9年度	平成30)年度	令和元	年度
	実 人数	延 人 数	実 人数	延 人 数	実 人 数	延 人 数	実 人 数	延 人数	実 人 数	延人数
家庭訪問	13	38	46	82	46	84	23	50	19	43
来所相談	462	560	361	661	390	675	479	692	451	527
電話相談		97		404		401		322		238
合計	475	695	407	1147	436	1160	502	1064	465	808

表 4 令和元年度疾患別訪問状況

疾患名	実人数	延人数
筋萎縮性側索硬化症	4	17
パーキンソン病	9	12
多系統萎縮症	2	3
慢性炎症性脱髄性多発神経炎/ 多巣性運動ニューロパチー	1	7
その他	3	4
合計	19	43

表 5 個別支援に関する会議

	平成30年度	令和元年度
回数	2	5
対象者疾患名	・パーキンソン病 ・多発血管炎 ・第14番染色体父親性 ダイソミー症候群	・筋萎縮性側索硬化症 ・プリオン病 ・第14番染色体父親性 ダイソミー症候群
参加機関実数	5	14

ウ 医療相談会・講演会・研修会

療養上の不安や悩みを軽減することを目的に、難病患者及びその家族に対する講演会等の実施、また支援者の質の向上を目的に研修会を開催している。

表 6 医療相談会・講演会実施状況

	平成28年度	平成2	9年度	平成30年度	令和元年度
実施日	H29. 3. 23	H29. 12. 2	H29. 12. 7	Н31. 1. 11	R2. 1. 22
実施場所	八重山保健所 2階会議室	合同庁舎1 階第1・第2 会議室	八重山保健 所2階会議 室	八重山保健 所1階第1会 議室	八重山合同 庁舎 1 階第 1·2会議室
職種等	・難病相談支援センター相談員・ケアマネ	当事者 ·家族	介護支援専門員、看護師、保健師、 サービス提供責任者等	家族 等	当事者 ・家族
内容	コミュニケー ションツール 研修会	神経難病の リハショ ーショ ま者 家族会 の活動等	生活の中の リハビリテ ーション	ALS講演会 ・交流会	膠原病 講演会
対象者	在宅難病患者 の支援者	神経難病患 者・家族	在宅神経難 病患者の支 援者	ALS患者 ・家族	膠原病患者 とその家族
参加人数	34名	23名	27名	5名	12名

エ 会議

(ア) 在宅難病患者等地域関係者連絡会議

在宅難病患者やその家族が住み慣れた地域で安心して在宅療養を継続できるよう、保健・医療・福祉等関係者が連携し、在宅での支援体制を構築することを目的に実施している。

表 7 在宅難病患者等関係者連絡会議実施状況

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
内容	市町行政の災害対策に ついて確認、医療ケア がある事例の災害時対 応について協議	開催なし	・管内難病患者の現状及び災害時対応の 課題報告・石垣市災害時要援護者登録制度の説明・個別支援計画策定の事例紹介・医療ケアがある方の実際の災害時対策 について(当事者発表)

(イ) 指定医療機関事務担当者会議

管内の指定医療機関(病院)事務担当者を対象に、申請手続の方法や留意点、公費負担制度についての周知及び意見交換を図り、申請手続が円滑に行われることを目的として実施している。年1回、特定医療費(指定難病)受給者証の更新申請期間の前に実施している。(小児慢性特定疾病医療も併せて実施)

オ 難病訪問相談・指導(診療)事業

在宅難病患者に対して、専門医、理学療法士、保健師等による訪問を行い、日常生活の相談や情報提供、介護方法等の相談を行い、在宅難病患者家族の身体的・精神的負担の軽減及び生活の質の向上を図ることを目的に実施している。

表8 難病訪問相談・指導(診療)事業実施状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	1	4	2	1	0
延人数	3	7	2	1	0
対象者疾患	パーキンソン病 (保健師訪問)	パーキンソン病 (保健師訪問)	脊髄小脳変 性症 パーキンソ ン病	筋萎縮性側 索硬化症	実施なし

カ 患者・家族会支援

同じ病気や悩みをもつ人たちが互いに支え合い、問題を解決することができるよう自助組織の育成・支援を行っており、会の周知や講演会開催等、適宜保健所保健師も活動に参加している。

表 9 自助組織活動状況

名称	活動状況
膠原病友の会	平成9年度発足。平成20年度以降活動休止中。
網膜色素変性症仲間の会	平成19年度発足。 定例会:不定期 場所:不定
神経難病友の会	平成10年より定例会開催し、平成22年発足。 定例会:毎月第3木曜日 14~16時 場所:石垣市健康福祉センター ボランティア推進室
クローン病、潰瘍性大腸炎患者 家族交流会	平成24年より交流会開催。 定例会:偶数月第2土曜日 14~16時 場所:八重山保健所 2階大会議室

(4) 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

先天性血液凝固因子障害等患者の自己負担分を治療研究事業として公費負担することにより患者の医療費負担軽減を図り、精神的・身体的不安の解消を目的としている。平成元年の事業開始から申請事務は全て本庁で行っていたが、平成12年2月1日より申請窓口を各保健所へ移管し、当事業の円滑な推進を図っている。

表10 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者証 交付件数	3	3	3	4	4	4

4 原爆被爆者関連業務

沖縄県は「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、健康診断及び医療の給付並 びに諸手当の支給を行っている。

各保健所においては、健康診断等に関する事業の実施や健康相談を通して、被爆者の健康管理 に努めている。

(1) 健康診断業務

平成9年度より、保健所において被爆者健康診断記録を保管し、健康診断未受診者の適切な把握を行うとともに、受診勧奨及び事後指導等に活用し被爆者の健康管理に努めている。被爆者へは健診希望調査、健診日程通知、医療機関とは健診日程調整、受診者名簿の通知を行い、健診当日は受診者の健康相談を実施している。

沖縄県では、年3回、前期健康診断、後期健康診断、希望による健康診断を実施している。

ア 原爆被爆者健康診断

表11 原爆被爆者健康診断受診状況

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	前期	後期	希望	前期	後期	希望	前期	後期	希望
対象者	8	8	8	8	7	11	6	5	5
受診者数	2	1	1	1	0	1	1	1	0
受診率%	25.0%	12.5%	12.5%	12. 5%	0.0%	0.0%	16%	20 %	0.0%
健診場所	県立八重山病院			県立	八重山病	院	県立	八重山病	院

イ 原爆被爆者二世健康診断

表12 原爆被爆者二世健康診断受診状況

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (平成 31 年度)			
受診者数	0	1	0	0	1			
健診場所	県立八重山病院							

(2) 相談業務

未受診者へのフォロー、健診後のフォロー、健康相談、各種手続きなどの相談を行っている。

表13 原爆被爆者関連相談件数

年度	H27		Н28		H29		Н30		R元	
	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
電話相談件数	5	6	4	13	5	12	3	6	4	5
来所相談件数	2	2	2	2	0	0	0	0	1	1
訪問相談件数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) その他の業務

被爆者二世登録申請の受付、各種申請窓口の案内など。

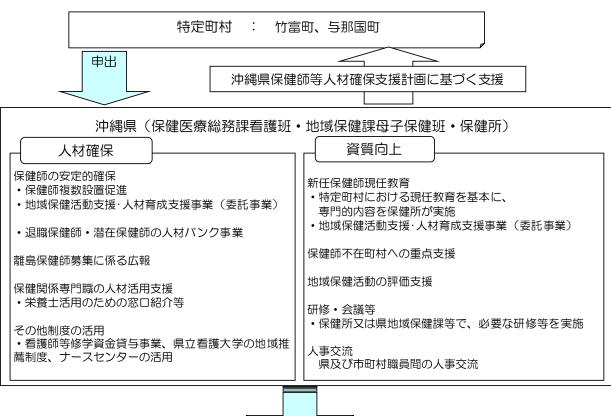
5 特定町村支援

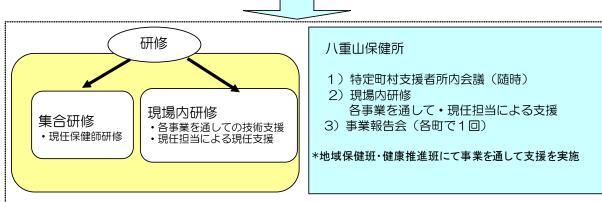
特定町村とは「離島町村でかつ人口規模や地理的諸条件により、町村が必要な処置を講じたにもかかわらず地域保健対策に必要な人材の確保・定着が困難な町村」をいい、八重山圏域においては竹富町と与那国町が特定町村となっている。

平成9年の地域保健法の施行により、市町村が、自らの責務において保健師等の専門職を確保し、住民に身近な保健サービスを提供することになった。それに伴い、沖縄県は昭和26年以来の保健婦駐在制を廃止した。しかし、町村によっては、保健師等の専門職の確保及び定着が困難な状況にあることから、県では平成9年から「沖縄県保健師等人材確保支援計画」を策定し特定町村の保健師等の人材確保や資質向上等の支援を実施している。

法的根拠:地域保健法第21条 沖縄県保健師等人材確保支援・育成支援計画(第10次)

(1) 八重山保健所の支援概要





(2) 管内特定町村支援実施状況

ア 管内特定町村保健師数

管内特定町村	竹富町	与那国町	
保健師数 (新任保健師再掲)	5人(0人)	2人(0人)	

^{*}竹富町は5人定数中、1人は育児休暇中(波照間駐在はなし)

イ 特定町村支援に関する会議及び研修会

				与	
	事業内容	回数	竹富町	那国町	事業名や内容
新任保健師	現任教育	1	1		・今年度は2町とも現任教育の申出なし、 ・与那国町は新任保健師は0人、竹富町は採用3年目の保健師2人いるが町からの現任教育の申し出はなく、臨任(育休補充)の退職保健師が地区担当と町
現任教育	事例検討会	0			保健師への指導助言を行っている。 ・H29 年度まで竹富町新任期保健師と保健所新任期保健師合同にて事例討 会を実施していたが、H30年度より、竹富町は毎月のスタッフ会議にて実施。
∧ =≠	母子保健	7	6	3	・市町・保健所・医療機関等連絡会:2ヶ月に1回、ハイリスク妊産婦や乳幼児支援についての情報交換や課題の検討・母子保健事業担当者会議:年に2回実施、市町の重点事業の紹介、母子健康包括支援センターの取組について意見交換等
会議 連絡会	精神保健	6	6	0	・病院・地域連絡会議: 2ヶ月に1回、地域移行地域定着支援連絡会議・自殺対策関係機関連絡会議: 年に1回、自殺未遂者のフォロー体制
	健康づくり	8	8	8	・健康づくり担当者会議、3市町健康づくり情報交換会、健康おきなわ21推進会議及び部会・行政栄養士連絡会議
	母子保健	1	1		・母子保健関係者研修会
研修	精神保健	3	2	1	・アルコール依存症講演会(西表西部、与那国島にて実施)、アルコール支援者研修会(クラフト)
講習会	健康づくり	5	5	5	・乳幼児健康診査(栄養指導)従事者研修会、動機付け面接技法講習会(生活習慣病)糖尿病講習会(2回)、保育所(園)給食担当者等研修会
	感染症•予防接種	2	2	0	・レプトスピラ症研修会、新型インフルエンザ研修会、PPE着脱訓練
地域保健活動 の評価支援	事業報告・評価	2	1	1	事業調整、事業報告及び評価:地域保健班、健康推進班合同にて町にて実施
	事業支援	8	6	7	食育月間のパネル展示(竹富町共催)、与那国町どうなん健康づくり推進会議への支援 「沖縄県健康づくりボランティア養成活動支援強化事業」の実施に係る支援(会議3回、視察1回、事業報告会)
その他支援	困難事例の支援	1	1		
	計画の策定、協議会 や作業部会等への 参加	8	7	1	